

第3回 文化財保護審議会 会議録

○開催日時

平成 22 年 12 月 20 日(月) 午後 2 時から午後 2 時 40 分

○開催場所

練馬区役所 庁議室 (本庁舎 5 階)

○出席者

出席委員 6 名

会長 他 5 名

区側出席者 6 名

教育長・生涯学習課長・その他職員 4 名

○議事等

1 審議事項

平成 22 年度登録文化財の諮問案件の答申案について

2 その他

○公開の可否

原則公開 (傍聴人: 0 人)

○配付資料

平成 22 年度練馬区文化財保護審議会答申

○事務局

練馬区教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課文化財係

TEL 03-5984-2442

会議の主旨

会長 (開会の挨拶)

最初に事務局から、会議の成立についてお願いします。

生涯学習課長 (開会の挨拶)

事務局 会議の成立の報告

会長

それでは平成 22 年度第 3 回文化財保護審議会を開催いたします。

前回の審議会で「武内家資料」の中の登録となる資料についてご意見がありました。

事務局で修正の上、事前に登録対象資料に関する答申文案が渡されておりますが、

委員のみなさまから特に修正などごさいませんでしたので、本日この答申文案を審議して、最終的な答申文としたいと思います。

では事務局から説明をお願いします。何かご意見がありましたら、お申し出ください。

生涯学習課長 今年度の登録文化財につきまして、審議会委員の皆様にご審議いただきまして、その結果をふまえて、修正したものを本日の答申文案としております。改めて答申文案を読み上げさせていただきますので、1件ずつご審議をお願いいたします。

事務局 1 「武内家資料」
(答申文案の読み上げ)

会長 はい、ありがとうございました。
員数については、いろいろご意見をいただいたので、今回修正をして119点になりました。これで最終的によろしいでしょうか。何かご意見があれば、お願いします。特にご意見がなければ確定ということになります。
では2番目の登録文化財をお願いします・

事務局 2 「天祖神社東遺跡出土の石核」
(答申文案の読み上げ)

会長 はい、ありがとうございました。
何かご意見などございますか。よろしければ、これで確定となります。
次は登録文化財の保持者の追加認定についてお願いします。

事務局 3 「ちがや馬飾り」
(答申文案の読み上げ)

会長 はい、ありがとうございました。
よろしいでしょうか。
では、本件も確定となります。
次もちがや馬についてですね。

事務局 4 「ちがや馬飾り」
(答申文案の読み上げ)

会長 ありがとうございます。
こちらも登録文化財の保持者の追加認定です。
何もご意見なければ、確定となります。
次に文化財の登録を解除することについてです。

事務局 1 「谷原の餅搗き唄」
(答申文案の読み上げ)

会長 ありがとうございます。
こちらは保持者が亡くなったので解除となります。
2番目の解除についてお願いします。

事務局 2「谷原の麦ボウチ唄」
(答申文案の読み上げ)

会長 ありがとうございます。
これで本日答申を予定していたすべての審議が終了しましたので、
教育委員会へお渡ししたいと思います。

生涯学習課長 教育長がお受けしますので、よろしく願いいたします。

会長 (答申文の伝達)

教育長 (挨拶)

会長 それでは本日の審議は終了いたします。
事務局から何かございますか。

生涯学習課長 本日答申いただきました分を登録いたしますと187件ということになります。その
うち指定は42件になります。

事務局 答申後、ちがや馬飾りの保持者に対して同意をいただきます。その後1月の教育委
員会に付議し決定後、告示となります。また、ねりま区報3月11日号および「ねり
まの文化財」に掲載いたしまして、報道機関等への情報提供もいたします。また保
持者の方々に文化財を適切に管理していただくため奨励金を交付いたします。

会長 どうもありがとうございました。

委員 今回の「武内家資料」は所有者が練馬区となりますが、所在地として記載される石
神井公園ふるさと文化館は、単にそのものが保管されている場所ということな
のでしょうか。保管場所だけではもったいない気がします。所在地だけでなく、管理者
という位置づけをしてもよいと思います。

生涯学習課長 所有者としては当然練馬区となります。石神井公園ふるさと文化館も練馬区の組織
です。今回は所在地という対応にしましたが、他の自治体の状況も調べまして、博
物館の管理ということについて検討したいと思います。

- 会長 この機会に日ごろからお考え等ありましたらお願いします。そして来年度以降の指定・登録についても何かありましたら、ぜひお願いします。
- 副会長 今の問題と係わってきますが、石神井公園ふるさと文化館に指定・登録文化財で保管されるものはどんどん多くなっていくと思います。民間にあるものが登録の対象として減ってきているのではないのでしょうか。30年くらい前に総合調査を行いました。今どういう状況なのか、もう少し民間の状況を把握しておく必要があるのではないのでしょうか。
- 委員 以前の総合調査で私が仏教美術担当として調査したのは昭和58年から59年にかけてでした。今すぐでなくても、30年に1度はデータを書き換えていくことが必要だと考えます。前向きにお考えいただきたいと思います。
- 会長 本当にそうです。これはぜひお願いしたいと思います。
- 教育長 石神井公園ふるさと文化館も文化財保護審議会委員の皆様のご支援があって、開館することができました。今、おっしゃられたようなことも確かに30年という長い時間を経ています。今日の文化財保護審議会でこういった提案が出たということを受けて、検討したいと思います。
- 会長 よろしくお願いします。
- 事務局 昭和58年・59年の調査ですが、今はカードで種別ごとにデータを保存しています。
- 生涯学習課長 まだ23年度予算は確定しておりませんが、調査費用は見込んでおります。
- 会長 30年経っていますのでぜひ調査をお願いします。
- 委員 事務局から依頼され、建築物で去年「加藤家の水車」の調査をいたしました。おそらく数年後にはなくなってしまうと思われます。ぜひとも現物保存でなくても、模型でもいいので、残してもらいたいと考えます。ご参考をお願いします。
- 会長 30年経ちますと近代的だったものも相当古くなってしまいます。他に民俗関係などはいかがでしょう。
- 委員 最近、文化庁も民俗的な技術に力を入れています。「ちがや馬飾り」は無形民俗文化財に属していて、「ホウキ製造技術」と「絵馬製作」が無形文化財になっています。こういった民俗技術は職人さんによるものですが、まだまだ技術は残っているのでしょうか。

- 事務局 以前「鼈甲螺鈿蒔絵」を製作している方がいらっしゃいましたが、後継者を見つけることができませんでした。
- 委員 練馬にはまだまだそういった職人さんがいらっしゃるように思うのです。
- 事務局 亡くなられたり、いらっしゃってもご高齢の方が多く、無形文化財として登録することが難しくなっています。
- 委員 伝統工芸は庶民の生活の中に入っている桶屋さんや下駄屋さんみたいなもので、まだまだ練馬にはいらっしゃると思うのですが。
- 教育長 最近はいらっしゃらなくて、関のボロ市でももう農家が使わないからと他で作ったものを持ってきています。
- 委員 荒川区などでは何十人もの職人さんをひとつの会にまとめています。
- 事務局 10年20年前はいらっしゃいましたが、現代の生活スタイルが変わってしまったことやご高齢ということで少なくなりました。
- 会長 何もご意見がないようなので、平成22年度文化財保護審議会はこれで終了させていただきます。

22練文保審第1号

平成22年12月20日

練馬区教育委員会 殿

練馬区文化財保護審議会

会長 品田 穰

文化財の登録について（答申）

平成22年8月31日付け、22練教生第1958号で諮問のあった平成22年度練馬区登録文化財について、練馬区文化財保護条例第21条第2項の規定に基づき調査並びに審議した結果、別紙のとおり答申します。

平成 22 年度練馬区文化財保護審議会答申（別紙）

1 文化財を登録することについて

1	名称	武内家資料		
	種別	有形文化財	員数	119 点
	所有者	練馬区		
	所在地	石神井町 5-12-16 石神井公園ふるさと文化館		
	文化財の概要と価値	<p>下練馬村早淵（現早宮 2 丁目）に江戸時代から居住する武内家に伝わった元禄 16 年（1703）から昭和初期までの資料である。武内家は、江戸時代後期には農業を営むと共に大工でもあり、また下練馬村の年寄のもとで書役を手伝ったと伝えられるなど村役の仕事も担った家である。</p> <p>資料は、文書類と書籍類に大きく分けられる。文書類には、元禄 16 年 4 月の検地帳名寄をはじめ、江戸時代後期の御水帳写名寄や年貢請取状など、年貢徴収に関するものが多く、また文久 2 年（1862）の「御伝馬自身触覚帳」など伝馬役に関する帳面も残る。書籍類には、享保 6 年（1721）刊の『雛形大匠手鑑』、宝暦 8 年（1758）刊の『新撰大工雛形』など江戸時代中期以降の建築関係のものがまとまって残り、また『算法発蒙集』、『武鑑』、『消息往来講釈』など、江戸時代の実用・教養に関連する書籍も含んでいる。</p> <p>区内において、江戸時代の名主・年寄以外の家に残る文書類は珍しく、また江戸時代以降の建築関係の書籍がまとまっている。江戸時代から近代にかけて半農半工であった下練馬村の家の様相を知ることのできる資料である。</p>		
審議結果	「基準」第 1 の 1 (3) アおよび (4) ア該当により登録に値する。			

2	名称	天祖神社東遺跡出土の石核		
	種別	有形文化財	員数	1点
	所有者	練馬区		
	所在地	石神井町 5-12-16 石神井公園ふるさと文化館		
	文化財の概要と価値	<p>都営住宅建替え工事に先立って、昭和58年12月から昭和60年1月まで実施された富士見池遺跡群の天祖神社東遺跡の発掘調査で出土した黒曜石の石核である。縄文時代中期後葉のSI2号住居址覆土から出土した。同一母岩がない単独出土品と考えられる。長さ92mm、幅62mm、厚さ42mm、重さ470gである。</p> <p>礫面が一部残るが、ほとんどが剥離面である。打瘤は残されていない。不純物が若干混入し、節理面がみられるが良質な部類にはいる黒曜石で、やや赤味かかった縞が観察される。蛍光X線分析によると、長野県星ヶ塔産（諏訪郡下諏訪町）という結果が得られている。</p> <p>黒曜石は、旧石器時代、縄文時代を通じて小型の石器製作には欠くことのできない石材であり、本例は、主として石鏃の製作に用いられた可能性が高い。関東南部地域では主流であった東京都神津産（神津島村）の黒曜石が、縄文時代中期後葉に長野県産の石材産地に変わる過渡的な時期に、このような大きい石核は黒曜石の消費地では非常に珍しい。縄文時代中期の遠隔地石材の流通を考える上で学術的な価値がある。</p>		
審議結果	「基準」第1の1(5)該当により登録に値する。			

2 登録文化財の保持者を追加認定することについて

1	名称	ちがや馬飾り		
	種別	無形民俗文化財	員数	1
	保持者	丹羽 幸男		
	住所	北町3丁目		
	文化財および保持者の概要と価値	<p>ちがや馬飾りは、毎年七夕に飾られる、ちがやで作る七夕馬である。2本の竹飾りの間に荒縄を渡し、雄雌一対を向かい合わせに吊るす。練馬の農家で広く行なわれてきた民俗であり、生活文化の特色を示す。(平成3年度登録)</p> <p>保持者は、昭和14年(1939)生まれ。小学生の頃には、8月7日の七夕に際し祖母とともにちがや馬を自宅の庭に飾っていた。10年ほど前から再びちがや馬の製作および飾りをはじめた。年に一度、北町中学校1年生の総合学習の時間にちがや馬の製作指導をしている。7月7日の七夕にあわせ浅間神社(北町2-41)、8月7日の七夕にあわせて弁天堂(北町1-39)などで飾りつけを行っている。</p>		
	審議結果	登録無形民俗文化財の保持者として認定する。		

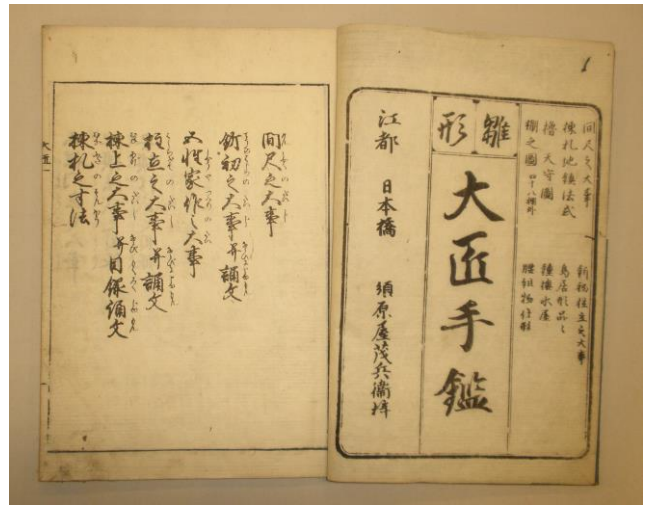
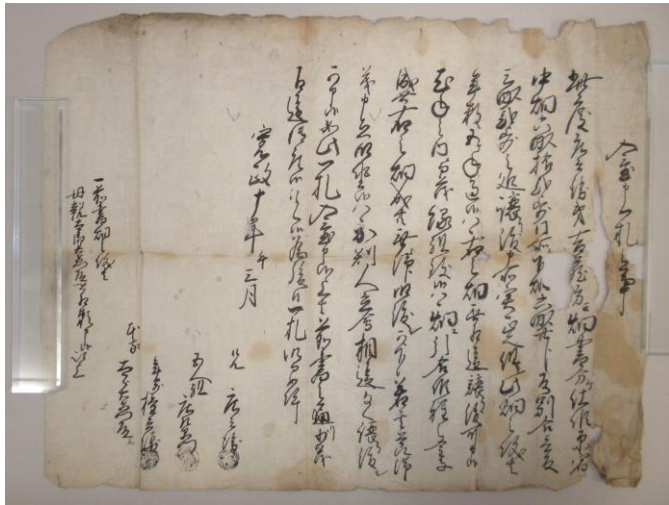
2	名称	ちがや馬飾り		
	種別	無形民俗文化財	員数	1
	保持者	伊藤 弥五郎		
	住所	錦 1 丁目		
	文化財および保持者の概要と価値	<p>ちがや馬飾りは、毎年七夕に飾られる、ちがやで作る七夕馬である。2本の竹飾りの間に荒縄を渡し、雄雌一対を向かい合わせに吊るす。練馬の農家で広く行なわれてきた民俗であり、生活文化の特色を示す。(平成3年度登録)</p> <p>保持者は、昭和20年(1945)生まれ。小・中学生の頃、8月7日の七夕に際し父親とともにちがや馬を製作して飾っていた。8年ほど前から再びちがや馬の製作および飾りをはじめ、区無形民俗文化財「ちがや馬飾り」の保持者であった山口勝男氏から製作指導を受けている。7月7日の七夕にあわせ浅間神社(北町2-41)、8月7日の七夕にあわせて弁天堂(北町1-39)などで飾りつけを行っている。</p>		
	審議結果	登録無形民俗文化財の保持者として認定する。		

3 文化財の登録を解除することについて

1	名称	谷原の餅搗き唄		
	種別	無形民俗文化財	員数	1
	保持者	増島 兼吉		
	住所	高野台3丁目		
	文化財の概要	<p>谷原地域に伝わる餅搗き唄で、古くから伝承されてきた歌詞に基づいて、増島兼吉氏が曲を復元した。平成3年度に増島兼吉氏は、無形民俗文化財の保持者として認定されるとともに、「谷原の餅搗き唄」は無形民俗文化財として登録された。</p> <p>平成22年5月24日に増島兼吉氏が死亡したため、登録を解除する。</p>		
審議結果	「条例」第7条第1項の規定に基づき登録を解除する。			

2	名称	谷原の麦ボウチ唄		
	種別	無形民俗文化財	員数	1
	保持者	増島 兼吉		
	住所	高野台 3 丁目		
	文化財の概要	<p>谷原地域に伝わる麦打ち唄で、昭和 40 年頃まで唄われていた曲を増島兼吉氏が復元した。平成 3 年度に増島兼吉氏は、無形民俗文化財の保持者として認定されるとともに、「谷原の麦ボウチ唄」は無形民俗文化財として登録された。</p> <p>平成 22 年 5 月 24 日に増島兼吉氏が死亡したため、登録を解除する。</p>		
審議結果	「条例」第 7 条第 1 項の規定に基づき登録を解除する。			

平成 22 年度練馬区登録文化財



武内家資料



天祖神社東遺跡出土の石核



ちがや馬飾り (保持者 左: 伊藤弥五郎氏、右: 丹羽幸男氏)